



りそな銀行アジアニュース

2014年12月9日
りそな銀行 国際事業部

【バンコック駐在員事務所】

タイの相続税・生前贈与税法案について

タイ政府は2014年11月18日、新たな相続税法案を閣議決定しました。同法案は国家立法議会での審議、官報公示を経て、2015年6月頃より施行される見通しです。長引く政治対立の原因ともなっている経済格差の是正につなげる狙いとみられます。

法案が可決されれば1944年に相続税が廃止されて以来、約70年ぶりの相続税復活となります。これまでタクシン派、反タクシン派の双方で長年議論されながら富裕層の反対により立ち消えになっていましたが、軍政下で復活するのか注目されています。

閣議決定された法案の概要は以下の通りです。

項目	相続税	生前贈与税
1.対象となる金額	・直系子孫に対する相続人一人当たり5,000万バーツを超える相続に対し、超えた部分に最大で10%の相続税を課税。	・直系子孫に対する1,000万バーツを超える贈与に対し、超えた部分に最大で5%の贈与税を課税。 但し、贈与から2年以内に死去した場合、相続税を課す。
2.課税対象財産	・証書等が必要となる預金、債券、株式、土地、不動産、車両等のタイにある金融資産。 ・現金、貴金属・宝飾品、美術品等の非登録資産は課税対象外。	
3.課税対象者	・被相続人はタイ国籍を有している個人、あるいは連続3年を超えてタイに居住している外国人。またはタイに課税対象資産を有する非居住者。 ・直系子孫以外が相続する場合、全相続財産に対し5～35%を個人所得税として累進課税する。 ・相続人が配偶者や政府機関、宗教事業、教育事業、公共事業に携わる者や国際機関の場合、課税が免除される。	
4.納税条件	・相続を受けた日から150日以内。但し、最大5年までの分割支払いが可能(3年目からは一定の追徴金が課される)。	

(11月25日現在 1バーツ=約3.6円)

【出所:タイ現地新聞】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載